

ID: 219

担当部署: まちづくり政策課

処分の概要	支援金の返還等		
例規名 根拠条項	柴田町犯罪被害者等支援規則 第10条		
例規番号	令和4年規則第12号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (支援金の返還等)</p> <p>第10条 町長は、支援金の給付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき、又は第4条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該支援金の給付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日